○公立大学法人新見公立大学常任委員会規程

平成22年４月１日

規程第８号

改正　平成23年４月１日規程第８号

平成24年４月１日規程第８号

平成26年４月１日規程第８号

平成27年４月１日規程第８号

平成29年４月１日規程第８号

平成30年４月１日規程第８号

平成31年４月１日規程第８号

令和２年４月１日規程第８号

令和２年12月１日規程第８号

令和３年４月１日規程第８号

令和４年４月１日規程第８号

令和５年４月１日規程第８号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人新見公立大学の組織に関する規程（平成22年規程第５号）第７条第２項の規定に基づき、常任委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　委員会を設置し、その名称及び所管事項並びに構成は、別表のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査し、及び審議するために教育研究審議会の審議を経て臨時的に委員会を設けることができる。

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員で組織する。

２　委員会には、部会を置くことができる。

３　部会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（委員長）

第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、学生選抜等委員会の委員の任期は、１年とする。

２　委員は、再任することができる。

３　欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長は、必要に応じて委員の中から議長を指名することができる。

２　委員会の会議は、構成員の３分の２以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　委員長は、必要に応じて関係職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

４　委員は、病気その他やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、委員長に届け出なければならない。

５　学生選抜等委員会の委員は、必要に応じて、委員長に対して招集を求めることができる。緊急会議の場合は、第２項の規定にかかわらず、当該委員を含め３人以上が出席すればこれを開くことができる。この場合において、学部長、学科長、入試主任が不在のときは、それぞれ学科の原則として教授、入試副主任を代理の委員として招集することができる。

（報告）

第７条　委員長は、委員会の検討審議の結果について、適宜、教育研究審議会に報告するものとする。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日規程第８号）

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日規程第８号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日規程第８号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日規程第８号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日規程第８号）

この規程は、平成29年４月１日から適用する。

附　則（平成30年４月１日規程第８号）

この規程は、平成30年４月１日から適用する。

附　則（平成31年４月１日規程第８号）

この規程は、平成31年４月１日から適用する。

附　則（令和２年４月１日規程第８号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月１日規程第８号）

この規程は、令和２年12月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第８号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日規程第８号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第８号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

名称	所管事項	構成	
		委員長	委員
評価・将来構想委員会	1　大学の業務方針を決定する構想・施策に関すること。 2　自己点検・評価に関すること。 3　認証評価に関すること。 4　法人評価に関すること。 5　評価システムに関すること。 6　その他本学の評価に関すること。	学長	学長、副学長、学生部長、学部長、学科長、専攻科長、研究科長、研究科専攻長、事務局長、図書館長、保健管理センター長、総合情報基盤センター長、教育支援センター長、地域共生推進センター長、修学・キャリア支援センター長、学生生

			活支援センター長、全世代型地域包括ケア研究センター長、学生部次長、副学科長、事務局次長、総務課長、学生課長、教務課長
教務委員会	1　教育計画に関すること。（大学院運営委員会所管事項を除く。以下同様とする。） 2　学生の入学（転入学及び編入学を含み、入試委員会の所管事項を除く。） 3　単位認定に関すること。 4　その他教務に関すること。	学長が任命した者	学生部長、健康保育学科から2人、看護学科から3人、地域福祉学科から2人、教務課事務併任参与、教務課長、教務課から3人
FD・SD委員会	1　学生の授業評価に関すること。 2　教員相互の授業評価に関すること。 3　教員の研修の企画運営に関すること。 4　授業改善の勧告に関すること。 5　SDの企画運営に関すること。 6　懲戒処分を受けた学生の異議申立に関すること。 7　人権に関する必要な事項	学長が任命した者、副委員長も同様	副学長、学部長、学科から各1人、研究科から1人、総務課から1人、教務課事務併任参与、学生課から1人、教務課から1人
入試委員会	1　入学者選抜にかかわる企画に関すること。（大学院運営委員会所管事項を除く。以下同様とする。） 2　入学者選抜試験実施要項の作成に関すること。 3　入学者の選考基準の作成に関すること。 4　その他入学者の選抜に関すること。	学長が任命した者	学生部長、学生部次長、広報部長、学部長、学科長、学科から各2人、入試主任、学生課から1人、教務課から1人

学生選抜等委員会	1　合格者名簿原案作成に関すること。 2　出願資格の審査に関すること。 3　入試実施等に伴う緊急事態に関すること。 4　学生募集に関する学科、研究科及び専攻科間の調整に関すること。 5　その他学生募集に関する必要事項	学生部長	学長、副学長、学生部長、学部長、学科長、専攻科長、研究科長、研究科専攻長、事務局長、入試委員長、学生部次長、入試主任
教育推進委員会	1　本学の教養教育全般に関すること。（大学院運営委員会所管事項を除く。以下同様とする。） 2　紀要の編集及び発行に関すること。 3　年報の編集及び発行に関すること。 4　大学で発行する出版物の保管整理に関すること。 5　図書館資料の収集整理及び保管に関すること。 6　図書館資料の管理及び利用に関すること。 7　学生の読書推進に関すること。	学長が任命した者	図書館長、学科から各3人、総務課から1人、学生課から1人、教務課から1人、図書館から1人
広報委員会	1　広報に関する基本方針の策定に関すること。（大学院運営委員会所管事項を除く。以下同様とする。） 2　広報誌等の編集及び発行に関すること。 3　広報活動に関する各部局等との連絡調整に関すること。 4　その他広報に関すること。	学長が任命した者	副学長、学科から各3人、学生課から3人
大学院運営委員会	1　本法人が設置する大学院の教育に関すること。 2　大学院学生募集に関すること。 3　大学院学生の就職に関すること。	学長が任命した者	研究科長、研究科専攻長、専攻から各2人、教育・研究担当理事、教務課長

	4　前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。 5　その他大学院に関わる大学院運営委員会が必要と認めること。		